

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町一丁目18番12号
富士紡ホールディングス株式会社
取締役社長 中 野 光 雄

第196回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第196回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第196期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第196期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記の内容について報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期の期末配当は1株につき金7円と決定いたしました。

第2号議案

株式併合の件

本件は、原案どおり平成28年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株に併合することが承認可決されました。

第3号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の内容は次のとおりであります。

- (1) 平成28年10月1日を効力発生日として、第5条に定める発行可能株式総数を3億株から3千万株に、第7条に定める単元株式数を1,000株から100株にそれぞれ変更いたしました。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、有用な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款第31条および第42条の規定に所要の変更を行いました。

第4号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案どおり中野光雄、青木隆夫、吉田和司、小林敏彦、大久保制宇、中野雅男、茅田泰三の7氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

なお、中野雅男、茅田泰三の両氏は社外取締役であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり新たに大西秀昭氏が選任され、就任いたしました。

なお、大西秀昭氏は社外監査役であります。

以 上

取締役会決議のお知らせ

本総会終了後開催されました取締役会において、代表取締役社長に中野光雄氏、代表取締役に青木隆夫氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

監査役会決議のお知らせ

本総会終了後開催されました監査役会において、常勤監査役に松尾弘秋、大西秀昭の両氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

配当金のお支払いについて

第196期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」により、払渡しの期間（平成28年6月30日から平成28年7月29日まで）内に、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口でお受け取りください。

なお、配当金の口座振込をご指定の方には、「配当金振込先ご確認のご案内」を同封いたしましたので、ご確認ください。株式数比例配分方式を選択されている株主様の配当金のお振込先につきましては、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

同封の「配当金計算書」は、配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。株式数比例配分方式を選択されている株主様におかれましては、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

以 上

株式併合および単元株式数の変更に関するご案内

当社は、本日開催の第196回定時株主総会において、平成28年10月1日をもって、普通株式10株を1株に併合すること、および単元株式数を1,000株から100株に変更することについてご承認いただきました。

つきましては、当社株式のお取扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。なお、この株式併合および単元株式数の変更に伴う株主様による特段のお手続の必要はございません。

1. 株式併合および単元株式数の変更について

(1) 株式併合および単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、上場会社として、この趣旨を尊重し、平成28年10月1日をもって当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、当社株式について10株を1株にする併合を行います。

(2) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて金銭にてお支払いいたします。お支払金額は、平成28年12月上旬にお送りすることを予定しております。

(3) ご所有株式数および議決権数について

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。

株主様が証券会社等に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成28年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,000株	2 個	200株	2 個	なし
例 2	1,500株	1 個	150株	1 個	なし
例 3	555株	なし	55株	なし	0.5株
例 4	1 株	なし	なし	なし	0.1株

- ・例 1 に該当する株主様は、特段のお手続はございません。
- ・例 2 および例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は50株、例 3 は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。
- ・例 3 および例 4 において発生する端数株式（例 3 は0.5株、例 4 は0.1株）につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。
- ・なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続がなされます。詳しくはお取引のある証券会社にお問い合わせください。

2. お問い合わせ先

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒137-8081	東京都江東区東砂七丁目10番11号
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話	0120-232-711（通話料無料）
受付時間	9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

以 上

